

横浜市なしの木学園の
民営化及び再整備に係る
設置運営法人公募要項

横浜市こども青少年局

障害児福祉保健課

TEL : 045-671-4276

FAX : 045-663-2304

■ はじめに

- 1 この資料は、横浜市なしの木学園の民営化及び再整備にあたり、基本的な事項についてまとめたものです。
- 2 この資料は、設置運営法人募集説明会開催日（平成 25 年 5 月 8 日）現在の内容で整理しています。法令や予算等の関係で、補助制度など変更になる場合があります。

■ 目次

I 基本事項	P1～P2
1 趣旨	P 1
2 なしの木学園の課題	P 1
3 民営化及び再整備のねらい	P 1
4 全体スケジュール	P 2
5 参照すべき条例等の URL 一覧	P 2
II 民営化概要	P3～P7
1 応募資格	P 3
2 法人選定の流れ	P 3
3 民営化にあたっての諸条件	P 3
4 引継ぎ	P 6
5 保護者への情報提供	P 7
6 市職員への説明	P 7
III 再整備計画概要	P8～P9
1 財産	P 8
2 再整備にあたっての基本的な事項	P 8
3 再整備にあたっての法人負担見込額	P 9
IV なしの木学園の概要	P10～P11
1 施設概要	P 10
2 位置図・案内図	P 11
V 申込みから設置運営法人決定までの流れ	P12～P13
1 日程	P 12
2 提出書類	P 12
3 申込書類の提出方法・提出期限	P 12
4 申込みにあたっての質問	P 13
5 ヒアリング	P 13
6 設置運営法人の決定	P 13

■ 申込書類(別添資料)

申込書

事業計画書

提出書類一覧

質問票

履歴書

I 基本事項

1 趣旨

「横浜市なしの木学園」(以下、なしの木学園)は、横浜市が設置運営する、知的障害児を主な対象とする福祉型障害児入所施設ですが、現在、次のような課題を抱えており、その課題を解決するため、民間法人による運営(民営化)と再整備を計画しています。

2 なしの木学園の課題

(1) 入所年齢を超えた18歳以上の利用者の増加

入所年齢を超えた18歳以上の利用者の障害者支援施設等への移行が進まず、支援が十分でない状態があります。このため、入所を必要とする障害児が入所できない状況となり、在宅待機児が生じています。

(2) 設備の老朽化と旧式化

開設から32年が経過し、設備が老朽化及び旧式化しています。一方で、強度行動障害児や被虐待児への支援といった現在のニーズに対応するためには、居室の形態もユニット化・個室化等の対応が必要であると考えています。

3 民営化及び再整備のねらい

(1) 民営化について

障害者支援施設等を運営している法人に運営を移管することで、同一法人内で児童期から成人期にかけての一貫した支援を可能とし、運営する障害者支援施設やグループホーム等への移行が可能となることを期待しています。こうしたことにより、在宅で待機している障害児の施設入所支援も進めることができます。

(2) 再整備について

老朽化・旧式化した設備を更新し、ユニット化や少人数化(個室化)することで、強度行動障害児や被虐待児など個別の支援が必要な児童に、より適切な生活環境を提供することができます。

4 全体スケジュール

	民営化（実施主体：本市）	施設再整備（実施主体：法人）
25年度	法人選定 詳細スケジュールはP12参照	8～9月 設計業者入札・契約 9月～ 基本設計
26年度	法人への引継ぎ（1年間） 民営化に向けた契約等	実施設計
27年度	民営化（4月1日）	新棟着工
28年度		新棟しゅん工、既存棟改修着工
29年度		既存棟改修しゅん工 ※入所年齢を超えた 18 歳以上の利用者 解消の法定期限

※予算、国庫補助、その他の理由によりスケジュールが変更になる場合があります。

5 参照すべき条例等のURL一覧

- ・横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

（横浜市報 平成24年12月28日号外第12）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/housei/shiho/h24/121228g12.pdf>

- ・横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

（横浜市報 平成24年12月28日号外第12）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/housei/shiho/h24/121228g12.pdf>

- ・横浜市福祉のまちづくり条例（横浜市HP）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/chifuku/fukumachi/jorei/>

- ・なしの木学園 事業概要（横浜市HP）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/nashinoki/file/jigyougaiyou23.pdf>

- ・入所年齢を超えた18歳以上の利用者への対応について（厚生労働省HP）

（平成24年10月22日実施：障害福祉関係主管課長会議資料 61ページ）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi_shiryoudl/20120220_01_03-04.pdf

（平成23年10月31日実施：障害福祉関係主管課長会議資料 48ページ）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi_shiryoudl/20111101_02-03.pdf

- ・施設整備(工事等)に関する要綱・手引き（横浜市HP）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kansa/>

Ⅱ 民営化概要

1 応募資格

横浜市内で障害者支援施設を運営する社会福祉法人

2 法人選定の流れ

(1) 書類審査

所定の申込書類の審査を行います。

(2) ヒアリング

法人の代表者、施設長予定者のヒアリングを行います。

(3) 選定

(1)(2)の結果を、「横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会」に付議して候補法人を選定します。

※選定後においても、法人側の事情により事業執行上の支障が発生した場合、決定の取消しを行うこともあります。なお、選定の取消しに伴い生じる法人負担については、横浜市からの補てん措置はありません。

3 民営化にあたっての諸条件

移管先法人には、次の条件を付します。

(1) 法定基準・本市基準による運営条件

次の内容を運営条件として実施すること

- ① 児童福祉施設の認可及び主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設の事業所指定を受け、措置費、法定給付費及び本市法外助成費により運営すること。また、障害福祉サービス事業所として、短期入所及び日中一時支援を実施すること。

なお、入所年齢を超えた18歳以上の利用者を解消するまでは、障害者支援施設として、生活介護及び施設入所支援を実施すること。

※ 認可基準については、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年 横浜市条例第60号)、指定基準については、「横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」(平成24年 横浜市条例第62号)に基づきます。詳細については、横浜市報(平成24年12月28日号外)又は市販の事業者向けハンドブック等をご参照ください。

- ② 厚生労働省が定めた経過期間である平成 29 年度末までに、入所年齢を超えた 18 歳以上の利用者を解消すること。解消後も、児者一貫の円滑な移行体制を確保すること。
- ③ 苦情処理の体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員設置）を整備すること
- ④ アレルギー対応等児童の健康状態に配慮した調理業務を行うこと
- ⑤ その他、福祉型障害児入所施設の運営基準を遵守すること

(2) 民営化にあたっての独自の運営条件

- ① 民営化時になしの木学園に在籍する入所者については、民営化後も全員受け入れること
- ② 学校、病院等への送迎を継続すること
- ③ 再整備にあわせて、次のとおり定員増を行うこと
 - （現 行） 長期入所、短期入所あわせて定員 50 人
 - （再整備後） 長期入所 60 人、短期入所 10 人
- ④ 在宅児余暇活動支援、施設（地域交流室、プール等）の地域開放を実施すること
- ⑤ 区役所、児童相談所と連携を図り、被虐待児童の緊急受入や、強度行動障害等により支援の難しい児童の受入について協力すること
- ⑥ 現行の保護者家族連絡会は民営化後も維持し、意見が出た場合は真摯に対応すること
- ⑦ 現行のなしの木学園のボランティアについては、本人の意向があれば、継続して受け入れるよう努めること
- ⑧ 年間行事を変更する場合は、利用者の慣れや地域との関係に配慮すること
- ⑨ 施設名称を変更する場合は、保護者の理解を得るよう努めること
- ⑩ 法人は、民営化後の運営状況等について、本市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときには協力すること
- ⑪ 本諸条件に定める内容は、施設の再整備が終了するまでの間、遵守すること。ただし、本市と協議の上、保護者の同意が得られた場合は、この限りでない。
- ⑫ 当該期間経過後においても、内容の変更にあたっては、横浜市と協議を行うこと。また、保護者の理解を得るよう努めること。

(3) 民営化後の職員について

① 職員数

入所児童数に応じて、次のとおり本市法外基準に基づく職員数以上を確保すること

【現行の定員 50 人の場合】

施設長 1 名、支援員（児童指導員及び保育士）24 名（法定基準 11 名、法外加算 13 名）、
その他、指定基準上必要な職員、看護師及び心理指導担当職員

【再整備後の定員 60 人の場合】

施設長 1 名、支援員（児童指導員及び保育士）31 名（法定基準 14 名、法外加算 17 名）、
その他、指定基準上必要な職員、看護師及び心理指導担当職員

② 経験者の確保

施設長及び支援員については、民営化時に次の要件を満たしている者を確保すること

ア 施設長

次の(ア)及び(イ)の条件を満たし、かつ、(ウ)又は(エ)の条件を満たすこと

(ア) 医師（精神保健又は小児保健に関する学識者）又は社会福祉士資格を有する者。いずれも該当しない場合は、市が同等以上の能力を有すると認められる者で、厚生労働省が指定する講習会（全国社会福祉協議会「社会福祉施設長資格認定講習規程」）の修了者。

(イ) 障害児入所施設又は障害者支援施設での勤務経験を有していること

(ウ) 障害児入所施設、障害者支援施設、グループホーム・ケアホームでの合計勤務経験が 10 年以上あること

(エ) 障害児入所施設、障害者支援施設、グループホーム・ケアホームでの合計勤務経験が 5 年以上あり、うち施設長経験が 3 年以上あること

イ 支援員

次の(ア)及び(イ)の条件を満たすこと

(ア) 障害児入所施設、障害者支援施設、グループホーム・ケアホームでの合計勤務経験が 5 年以上の職員を、3 人以上確保すること

(イ) 障害児入所施設又は障害者支援施設における 1 年以上の勤務経験を有する職員を、支援員のうち 1 / 3 以上確保すること（なお、(ア)の職員については 1 / 3 の内数とする）

③ 勤務の継続

施設長及び②イ(ア)に定める3人以上の支援員については、民営化後の支援の安定性の面から、3年以上は継続勤務するよう努めること。なお、勤務を継続できない事情が生じた場合には、法人として後任者の適切な人選を行い対応すること。

4 引継ぎ

民営化前の一定期間、法人職員と市職員が共同で入所児童への支援にあたり、利用者個々の特性把握や対応の仕方等についてきめ細かい引継ぎを行うため、最低限、次のとおり実施すること。

(1) 目的

民営化後の環境の変化により入所児童に負担を与えないよう、なしの木学園の支援内容を継承するとともに、民営化前から入所児童と法人職員との信頼関係を構築する

(2) 期間、方法

ア 平成26年4月～27年3月

施設長予定者が、児童の様子や行事を含めた支援内容を引継ぐこと。入所児童の状況をはじめ、設備面や近隣の状況等を含む園の全体像を把握する。4月～9月は週1回、10月～11月は週3回、12月～3月は毎日（週5回）とする。

イ 平成26年12月～27年1月

各棟（3棟）に2人ずつ支援員が入り、夜勤等のローテーション勤務も含め、市職員と共同で支援を行うとともに、児童との信頼関係を構築する。

ウ 平成27年2月～3月

各棟（3棟）にさらに2人ずつ支援員が加わり、夜勤等のローテーション勤務も含め、市職員と共同で支援を行うとともに、児童との信頼関係を構築する。（各棟4人体制）

エ その他

- ・各職種に応じ、職員会議や定例ミーティング等に参加し情報を共有する。
- ・平成27年12月以降、調理員、栄養士、看護師等の引継ぎも個別に実施する。

(3) 引継ぎスケジュール概要

	施設長	支援員	調理員、栄養士、看護師等
26年 4～9月	週1回	/	/
10～11月	週3回		
12月～ 27年1月	毎日（週5回）	各棟（3棟）に 2人ずつ常勤	個別に引継ぎ
2～3月		各棟にさらに2人 （各棟4人ずつ常勤）	
4月	民営化		

5 保護者への情報提供

日 程	内 容
24年3月	【第1回保護者説明】 民営化及び再整備の計画があることを説明。
25年3月	【第2回保護者説明】 事業の進捗と今後の予定を説明し、再整備についてのご意見についてアンケートを実施。
25年8月予定	設置運営法人が決定次第、保護者に情報提供。
25年9月予定	【第3回保護者説明】 設置運営法人と保護者の顔合わせを実施。

6 施設の現職員（市職員）への説明

日 程	内 容
25年8月予定	設置運営法人が決定次第、情報提供。 （※民営化及び再整備計画については説明済み）
25年9月予定	設置運営法人と職員の顔合わせを実施。
26年4月～	引継ぎを実施。

Ⅲ 再整備計画概要

1 財産（平成27年4月1日から）

(1) 土地：市有地を無償で貸し付け

《貸付条件》

- ・市有地については、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」（昭和39年横浜市条例第6号。以下「条例」という。）及び「横浜市公有財産規則」（昭和39年横浜市規則第60号。以下「規則」という。）の定めに基づき貸し付けます。
- ・民営化時期に併せて、市有地の使用賃借契約を締結します。
- ・市有地の貸付期間は30年とします。なお、貸付期間は、更新することができます。ただし、1回目の更新は貸付期間20年、2回目以降は10年とします。
- ・市有地の貸付料は、福祉型障害児入所施設の運営と速やかな既存施設の再整備を条件として、条例第4条第1項第1号の規定に基づき、無償とします。ただし、横浜市の承諾無く目的外に利用した場合や、第三者に転貸した場合は、横浜市は契約を解除することができ、その場合は、当該用地を原状回復の上、横浜市に返還するものとします。
- ・貸付面積は別途協議します。
- ・その他、必要な事項は、こども青少年局長が定めます。

(2) 建物：現在の施設を無償で譲渡

《譲渡条件》

- ・敷地内に現存する建物については、条例及び規則の定めに基づき譲渡します。
- ・民営化時期に併せて、建物譲渡契約を締結します。
- ・建物の譲渡額は、福祉型障害児入所施設の運営と速やかな既存施設の再整備を条件として、条例第3条第1項第1号の規定に基づき、無償とします。
- ・その他、必要な事項は、こども青少年局長が定めます。

(3) 備品：原則として無償で譲渡

2 再整備にあたっての基本的な事項

- (1) 再整備にあたっては既存児童寮を極力活用しますが、定員増や居室のユニット化・少人数化等を行うため、既存棟で不足する分は新棟を建てるものとします。
- (2) 市との協議に基づき、太陽光発電等、環境的な側面の設備を検討するとともに、災害時対策面からも設備の充実を検討することとします。

(3) 「横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付要綱」に基づき、施設整備及び設備整備に要する費用に対し補助金を交付します。

なお、既存施設の改修内容及び改修費については、24年度に横浜市が実施した基本調査に基づいています。内容を参照する場合は、こども青少年局障害児福祉保健課に連絡してください。

(4) 必要に応じて、上下水道等の基盤整備、その他敷地全体の各種許可手続きも行っております。

(5) 施設は、厚生労働省国庫補助基準、横浜市福祉のまちづくり条例等、法令等に沿った建物を整備していただきます。

(6) 施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気、騒音等利用者の生活環境、保健衛生、緑化及び防災について、近隣・地域との関係に十分配慮してください

(7) その他土地利用、設計、工期等については、横浜市の指導に従っていただきます。

(8) 設置運営法人は、貸し付けた市有地において、補助金、自己資金、借入金などにより、指定された施設を整備していただきます。

なお、自己負担となる整備費等の財源について担保を含め、確保されている必要があります。

(9) 補助金を受けて整備することとなりますので、業者選定や契約にあたっては横浜市の定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」等に従っていただきます。

(10) 建設費補助のためには、厚生労働省の補助内示が必要となります。

(11) その他

ア 施設の設計や建設について、近隣住民等への説明会等を十分に行ってください。

イ 車両通行及び駐車に関しては、近隣住民と交通問題を生じさせないよう、十分配慮してください。

3 再整備にあたっての法人負担見込額

約8,700万円

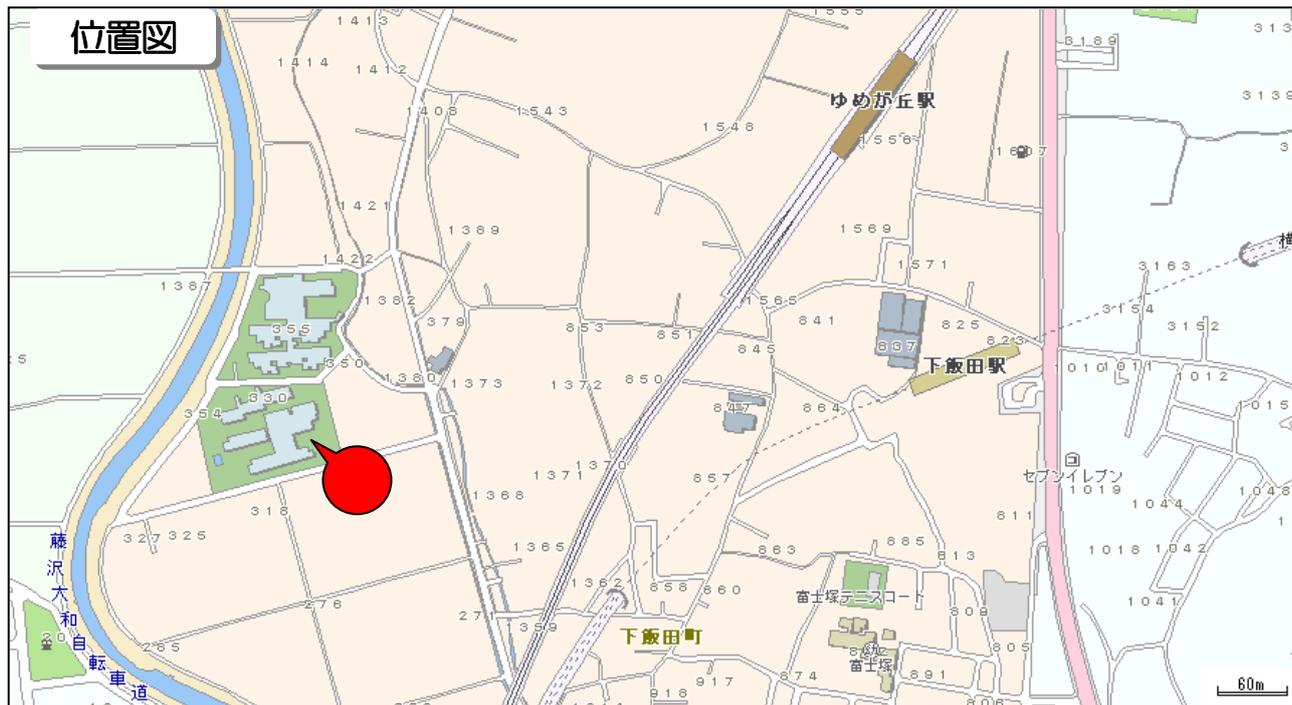
(※) うち6,000万円まで償還金助成制度が利用可

IV なしの木学園概要

1 施設概要

	説明																																																			
(1)所在地	横浜市泉区下飯田町330																																																			
(2)用途地域	市街化調整区域																																																			
(3)敷地面積	11,784㎡																																																			
(4)構造 ・規模	鉄筋コンクリート造 延床面積 2,926㎡ 管理棟及び児童棟（1階建て）2,023㎡ 職員宿舎（2階建て） 903㎡																																																			
(5)しゅん工	昭和55年																																																			
(6)定員	50人（入所46人、短期入所2人、緊急一時入所2人）																																																			
(7)居室数	女子棟 7室（4人部屋③、2人部屋③、1人部屋①） 男子A棟 7室（4人部屋①、3人部屋②、2人部屋①、1人部屋③） 男子B棟 6室（4人部屋②、2人部屋③、1人部屋①）																																																			
(8)設備	居室、プレイルーム、食堂、体育館、作業室、医務室、 プール、グラウンド、																																																			
(9)運営体制	職員数 46名（管理部門 9人 支援部門 37人）																																																			
(10)入所者 年齢層	<p style="text-align: center;">【平成25年4月現在】 (単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 5%;">学 齡 前</th> <th style="width: 5%;">小 学 生</th> <th style="width: 5%;">中 学 生</th> <th style="width: 5%;">高 校 生</th> <th style="width: 10%; background-color: #FFD700;">18歳</th> <th style="width: 10%; background-color: #FFD700;">19歳</th> <th style="width: 10%; background-color: #FFD700;">20歳 ～ 29歳</th> <th style="width: 10%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女子棟</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>5</td> <td style="background-color: #FFD700;">0</td> <td style="background-color: #FFD700;">1</td> <td style="background-color: #FFD700;">1</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>男子A棟</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td style="background-color: #FFD700;">2</td> <td style="background-color: #FFD700;">2</td> <td style="background-color: #FFD700;">10</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>男子B棟</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>8</td> <td style="background-color: #FFD700;">0</td> <td style="background-color: #FFD700;">1</td> <td style="background-color: #FFD700;">0</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>14</td> <td style="background-color: #FFD700;">2</td> <td style="background-color: #FFD700;">4</td> <td style="background-color: #FFD700;">11</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">43</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">24</td> <td colspan="3" style="background-color: #FFD700; text-align: center;">17</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※18歳以上については、本来入所対象外の利用者</p>		学 齡 前	小 学 生	中 学 生	高 校 生	18歳	19歳	20歳 ～ 29歳	合計	女子棟	1	4	2	5	0	1	1	14	男子A棟	0	0	0	1	2	2	10	15	男子B棟	1	2	2	8	0	1	0	14	合計	2	6	4	14	2	4	11	43	24			17		
	学 齡 前	小 学 生	中 学 生	高 校 生	18歳	19歳	20歳 ～ 29歳	合計																																												
女子棟	1	4	2	5	0	1	1	14																																												
男子A棟	0	0	0	1	2	2	10	15																																												
男子B棟	1	2	2	8	0	1	0	14																																												
合計	2	6	4	14	2	4	11	43																																												
		24			17																																															

2 位置図、案内図



V 申込みから設置運営法人決定までの流れ

1 日程

月 日	内 容
5月8日(水)	設置運営法人募集説明会
5月9日(木)	横浜市ホームページ(こども青少年局障害児福祉保健課のページ)に募集要項を掲載【配布資料・申込書(Word形式、PDF形式)】
5月23日(木)	質問受付締切 ※午後5時までに必着
6月17日(月)	申込書類締切 ※午後5時までに必着
6月下旬	ヒアリング
7月下旬	横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会に付議
8月上旬	設置運営法人の決定(通知) ※結果に関わらず、全申込者あて文書にて通知します。

2 提出書類

申込書類 6部(正本1部、副本5部)

※副本への証明書添付については、写しで結構です。

※申込書類には、正副ともインデックスを付けてください。

※提出いただいた書類の返却はしません。書類は審査以外には使用しません。

※申込書類等の作成に伴う費用は、全額申込者の負担となります。

※申請書の電子様式(Word形式、PDF形式)はホームページに掲載します。

3 申込書類の提出方法・提出期限

(1) 申込書類の提出期限

平成25年6月17日(月)【午後5時までに必着】

※申込書の提出は「持参」「郵送」とも可能です。

(2) 提出先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市こども青少年局 障害児福祉保健課 施設整備担当

電話：045(671)4276

4 申込みにあたっての質問

(1) 質問は所定の様式で「FAX」又は「電子メール」で送付してください。

※「電子メール」で送付いただく場合は、質問書を添付ファイルとしてください。

(2) 質問書の受付期限は 平成 25 年 5 月 23 日 (木) 【午後 5 時までに必着】

(3) 質問書送付先 横浜市こども青少年局 障害児福祉保健課 整備担当

FAX : 045(663)2304

電子メール : kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp

※質問書の電子様式 (Word 形式、PDF 形式) はホームページに掲載します。

(4) 質問及び回答は、質問した法人にお送りするほか、ホームページにも掲載します。

質問の回答は、平成 25 年 5 月 30 日 (木) に行います。

5 ヒアリング

(1) 提出書類に基づくヒアリングを行います。

(2) ヒアリングは6月28日(金)～7月5日(金)にかけて実施する予定です。

(3) 詳細日時は、申込書締切日以降に連絡いたします。

(4) 当日は、法人代表者、施設長予定者の2名の出席をお願いします。

6 設置運営法人の決定

(1) 提出された申込書に基づいた書類審査及びヒアリング結果を踏まえて、学識経験者、児童福祉関係者等からなる「横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会」に付議し、同会での審査を経て、選定します。

(2) 選定結果については結果に関わらず、全申込者あて文書で通知します。

(3) なお、審査の結果、選定法人なしとする場合があります。